

審 査 基 準

令和 7 年 8 月 1 日作成

法 令 名	古物営業法
根 拠 条 項	第 3 条
処 分 の 概 要	古物商の許可
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会
法 令 の 定 め	・ 古物営業法第 4 条（許可の基準）、第 5 条第 1 項（許可の手続） ・ 古物営業法施行規則第 1 条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第 1 条の 2（心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者）、第 1 条の 3（許可の申請）、第 2 条（古物の区分）
審 査 基 準	古物営業法第 4 条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間	35 日
申 請 先	申請書は、あなたの営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。）の所在地を管轄する警察署の担当窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）
備 考	